

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 特定会社の四半期財務諸表（第八十三条・第八十四条）</p> <p>第七章 外国会社の四半期財務書類（第八十五条―第八十九条）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>（適用の特例）</p> <p>第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。</p> <p>一 財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 外国会社の四半期財務書類（第八十三条―第八十七条）</p> <p>附則</p> <p>（規則の適用）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

二 当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（外国会社の特例）

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社をいう。第七章において同じ。）が提出する財務書類のうち、四半期財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

第六章 特定会社の四半期財務諸表

（特定会社の四半期財務諸表の作成基準）

第八十三条 特定会社が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条に規定する

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。第六章において同じ。）が提出する財務書類のうち、四半期財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

（新設）

（新設）

指定国際会計基準をいう。次条において同じ。) によつて四半期財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

- 第八十四条 指定国際会計基準によつて作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 指定国際会計基準によつて四半期財務諸表を作成している旨
 - 二 特定会社に該当する旨及びその理由

第七章 (略)

第八十五条〜第八十八条 (略)

(注記の方法)

第八十九条 第八十六条、第八十七条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第二十三条第三項の規定は、第八十六条及び第八十七条第二項の規定により注記をする場合に準用する。

(新設)

第六章 (略)

第八十三条〜第八十六条 (略)

(注記の方法)

第八十七条 第八十四条、第八十五条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第二十三条第三項の規定は、第八十四条及び第八十五条第二項の規定により注記をする場合に準用する。